

国際知財司法シンポジウム 2021 日中韓・ASEAN 諸国における知的財産紛争解決

※ 架空の事例です。

【CASE】

- 模倣品に対する行政上のエンフォースメント -

- 1) 権利者 A 社（本社：貴国）は、貴国において、指定商品を「被服」として、下記商標（以下「本件商標」という。）についての登録を有している。A 社製の T シャツの多くは、左胸に本件商標を付している。

本件商標：

AREEEA

本件商標を付した A 社商品：



- 2) A 社の従業員は、貴国の首都に所在するとある市場において、胸の部分に A 社の商標に良く似た標章がそれぞれ大きく付された 2 種類の T シャツが、A 社の許可なく、販売されていることを確認した。なお、これらは、B 社（本社：貴国）の商品である。

B 社標章 1 :

AREEEA

B 社商品 1 :



B 社標章 2 :

AREEEN

B 社商品 2 :



3) なお、A 社の従業員が、ネットサーフィンをしていたところ、これらの B 社商品が、
A 社の許可なく、EC サイト “E-lulu Shopper!”（同サイトは、1 億点を超える商品があり、20 万以上のショップが出店する大規模なオンラインマーケットプレイスである。）
でも販売されていることを確認した。

【Questions】

[Q 1 : 窓口]

模倣品の摘発について、最もよく利用される機関はどこか。

事例において、A社が、A社の商標権を侵害する疑いのあるB社商品を発見した場合、まずは、どこの機関に相談にいくのが適当か。

(1.1) 警察又は裁判所以外に、模倣品の摘発の相談をすることができる行政機関があるか。

(1.2) その行政機関は、模倣品の摘発において、どのような権限を有しており、どのような措置をとることができるか。

[Q 2 : 侵害判断をサポートする機関]

摘発の初期段階で、誰が侵害判断をするか。

事例において、A社から情報提供を受けた機関（警察 or それ以外の行政機関）は、侵害判断をする際に、自らのみで判断しているか、又は、他の行政機関等のサポートを受けて判断しているか。そのような場合には、どの行政機関等がサポートをしているか。

[Q 3 : 提出書類]

権利者が、模倣品の摘発申請を行う場合、どのような書類等（サンプル品等含む。）を提出する必要があるか。

事例において、A社は、どのような書類等を提出する必要があるか。

[Q 4 : 摘発申請から救済措置までの一連の流れ]

摘発申請から救済措置（罰金、模倣品の廃棄、刑事告訴等）までの一連の流れは、どのようなものか。

事例において、A社の立場からみると、模倣品の摘発申請をした後、摘発がされ、救済措置に至るまでにはどのような一連の流れをたどり、どの程度の時間がかかるのか。

(4.1) 救済措置までの間に、権利者と侵害者の間で和解(示談)が行われることがあるか。

(4.2) 事件が和解(示談)で終了する割合は、おおよそどの程度か。

[Q 5 : 罰金等の制裁]

行政機関において、商標権侵害があったと判断した場合に、侵害者には、どのような制裁がされるのか。また、罰金の場合には、どのようにして罰金の金額を決めるのか（算定基準、再犯による加重等）。また、罰金を課する主体は、どこの機関（警察 or それ以外の行政機関）か。

事例において、商標権侵害があったと判断された場合に、B社にはどのような制裁がされるのか。

[Q 6 : 費用負担]

摘発の一連の流れの中で、権利者に有利な侵害判断がされたにもかかわらず、権利者が負担しなければならない費用は何か。

事例において、A 社は、例えば、模倣品（B 社商品）を運ぶトラックのチャーター代、保管費用（倉庫）、廃棄費用などを負担することになるのか。また、その金額の計算はどのようにされるのか。

[Q 7 : e コマースサイト]

- (7.1) サイト上に掲載されている模倣品の削除をどのようにして行うか。
- (7.2) サイト上で模倣品の販売行為が中止されない場合、サイト運営者（“E-lulu Shopper!”）に対して、法的責任（損害賠償）を求めることができるか。
- (7.3) ネット上の模倣品販売者に対して、民事上又は刑事上の法的責任を求める場合は、どのようにすればよいか。また、その前提として、権利者は、どのようにして、模倣品販売者の氏名・住所等の個人情報を入手することができるか。
- (7.4) EC サイト上で模倣品販売を監視する公的なシステム－例えば、警察や行政機関などによる監視システム－があるか。その根拠となる法律や仕組み（組織体制等）はどのようなものか。